

保護者 様

令和4年1月31日
唐津市立菴木小学校
校長 藤田 郁夫

学習用タブレット端末の家庭持ち帰りについて

保護者の皆様におかれましては、日頃より児童生徒の健康管理を行っていただき感謝申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、唐津市教育委員会（1月21日付校長宛文書）より、非常時であっても児童の学びを止めないために、学習用タブレット端末の家庭持ち帰りについて早急に体制を整えるように通知がありました。つきましては、下記の要領で、本校の体制を整えたいと考えています。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 持ち帰りについての同意書の配布と回収

○同意書の配布・・・令和4年1月31日（月）

- ・本日、同意書と別紙資料を全児童に配布します。別紙「唐津市学習用タブレット端末活用のルール（中高学年用）」「タブレットをつかうときのルール（低学年用）」と「タブレット端末家庭持ち帰りルール」を御確認の上、同意書への必要事項の記入をお願いします。
- ・同意書の全ての項目に同意されない場合は、タブレットを持ち帰ることはできません。

○同意書の回収・・・令和4年2月9日（水）まで

- ・記入した同意書を、児童に持たせてください。担任を通じて回収します。

2 端末の家庭持ち帰りとWIFIへの接続テスト

○持ち帰りの期間・・・令和4年2月10日（木）～14日（月）朝まで

- ・この期間に、児童に端末を持ち帰らせます。
- ・持ち帰る日に、別紙「1人1台端末のWIFI接続方法」「家庭用WIFIへの接続確認について（回答提出）」の2種類の文書をあわせて配布します。

○家庭用WIFIへの接続テスト

- ・家庭で利用する場合は、なるべく家庭のWIFIの接続をお願いすることになります。
- ・別紙「1人1台端末のWIFI接続方法」に沿って、家庭でのWIFI接続の可否を保護者様で確認してください。
- ・別紙「家庭用WIFIへの接続確認について（回答提出）」の文書に家庭での接続状況を記入の上、2月14日（月）の登校時に、端末と一緒に児童に持たせてください。担任を通じて回収します。

3 その他

- ・児童には前もって、端末持ち帰りのルールと家庭での使用方法について指導をします。
- ・不明な点は、教頭、教務主任までお尋ねください。（菴木小学校：63-2635）